

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 1 号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監及び調整監を、産業労働部に企業立地総括監を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p><u>7・8</u> 略</p> | <p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監、<u>調整監及びさがデザイン総括監</u>を、産業労働部に企業立地総括監を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p><u>7 さがデザイン総括監は、上司の命を受けて、さがデザイン施策の推進に関する事務に関して知事が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p><u>8・9</u> 略</p> |

附 則

この規則は、令和元年 5 月 8 日から施行する。